

(仮訳)

日本：宗教的少数派への偏見や差別が続いていることについて、国連専門家グループが懸念を表明

2025年10月1日 ジュネーブ

国連の専門家グループ*は本日、日本における宗教的または信条的少数派に対する偏見や差別、特にそれが子どもや若者に与える影響について懸念を表明した。

「日本で子どもたちに配布されている資料は、宗教的または信条的少数派に対する差別的な固定観念を助長し、宗教や信条の正当な表明と児童虐待を短絡的に結び付ける危険性があり、遺憾である」と専門家らは述べた。

2025年5月から7月にかけて、『こどもの人権 SOS ミニレター』が日本全国の児童生徒に配布された。

「このパンフレットは児童虐待に関する重要な情報を提示しており、人権問題に関して若者と国とを直接つなげる連絡手段を提供している点で、高く評価されるべきものだ。しかしながら、特定の宗教的慣行や活動、特にエホバの証人の慣行や活動を標的としているように見受けられる点は遺憾である。この資料は、少数派の宗教または信条を持つ児童生徒を保護するどころか、そうした児童生徒がいじめや社会的排除の被害者となるリスクを高める可能性がある」と専門家らは指摘した。

専門家らは、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」（以下「Q&A ガイドライン」）に関して、市民社会と少数派間の協議を行うことが、こうした差別に対する懸念を解消するのに役立つだろうと述べた。

問題視されているパンフレットの内容は、厚生労働省が2022年12月に公表した「Q&A ガイドライン」に基づいているとされているが、このガイドラインについては、2024年4月に国連特別報告者らが日本政府に対して共同書簡を送付している。それに対し、日本政府は回答を行っている。

専門家らは次のように述べている。「信頼できる報告によれば、我々が懸念したとおり、その後、エホバの証人を含む少数派の宗教が、当局による監視や行政的干渉の対象とされることが増えている。彼らはただ、子どもと一緒に祈ったり、宗教上の理由で特定の活動を控えたりするなど、国際人権規約（自由権規約）第18条に基づいた正当な宗教活動を行っているにすぎない」。

「Q&A ガイドラインにおける差別的な定義や解釈が継続的に使用されていることは、宗教や信条の少数派に対する制度的監視および行政的嫌がらせが一般的になっていることを示しているのではないかと懸念している」とも述べた。

「家庭や学校における暴力や虐待とたたかうために、子どもや若者と向き合う誠実な努力は高く評価され推奨されるべきであるが、こうした誠実な努力が少数派に対する差別につながることがあってはならない」と専門家らは強調した。

また、専門家らは、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の解散命令に関する東京地方裁判所の決定にも言及した。

「解散命令の根拠とされた民事不法行為の判断は、『社会的妥当性』を欠いた行為が著しく『公共の福祉』を害するとしている。しかしながら、人権委員会が以前に指摘したように、『公共の福祉』という概念は曖昧で、幅広く解釈されるため、国際人権規約（ICCPR）で認められている範囲を超えて、人権が制限される可能性がある」と専門家らは警告した。

専門家らは、[国連人権委員会](#)が解釈するとおり、ICCPR 第 18 条が定める権利の行使に対するいかなる制限も、ICCPR 第 18 条第 3 項に定められた制限の条件を厳格に遵守しなければならないと強調した。

***専門家一覧：**

- ナジラ・ガネア（宗教もしくは信条の自由に関する特別報告者）
- ニコラ・ルヴラ（少数者問題に関する特別報告者）
- フアリダ・シャヒード（教育の権利に関する特別報告者）
- ジーナ・ロメロ（平和的集会および結社の自由に関する特別報告者）

特別報告者・独立した専門家・作業部会は、国連人権理事会により任命された独立した人権の専門家であり、これらの専門家は国連人権理事会の「[特別手続き（Special Procedures）](#)」と総称される。特別手続きの専門家はボランティアとして活動しており、国連職員ではなく、活動に対する金銭的報酬を受けない。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が事務局機能を担っているものの、彼らは OHCHR や国連を含むいかなる政府や組織からも独立した個人として任務を遂行している。専門家の見解はあくまで個人のものであり、国連または OHCHR の公式見解を必ずしも反映するものではない。

国連人権機構（特別手続き、条約機関、普遍的定期審査）による国別の所見および勧告は、以下の世界人権インデックス（Universal Human Rights Index）にて閲覧可能：

<https://uhri.ohchr.org/en/>

国連人権（日本国ページ）：[Japan](#)

問い合わせ・メディア関連依頼先：hrc-sr-freedomofreligion@un.org

その他の国連独立専門家に関するメディア問い合わせ先：maya.derouaz@un.org / dharisha.indraguptha@un.org

国連独立人権専門家に関する最新情報：X（旧 Twitter）@UN_SPExperts